

# 国保税の納税通知書を発送します

7月中旬に、国民健康保険の加入世帯へ23年度国民健康保険納税通知書を送付します。税率や課税限度額が変わりましたので、内容を確認の上、記載してある納期限までに納付してください。

## ■税率が統一されます

国保事業費（保険給付など）は、加入者が納める国保税と国や県、市などが負担する交付金などで賄われています。本市の国保は、市町村合併による加入者の急激な負担増を避けるために、段階的な統一を行うこととし、国保税を本来必要な額より低く設定しました。その差額は、想定外の財源不足に充てる国保の財政調整基金を取り崩して賄ってきたのです。しかし、医療の高度化などによって国保事業費が予想以上に膨らみ、財源が大きく不足する見通しとなりました。

引き上げと資産割の廃止を決定しました。税率は下表のとおりです。※資産割は、市外にある資産に対しては課税されないなど、税負担の公平性を図るために廃止しました。

## ■国保税の課税限度額の変更

国保税は、「医療分」「後期高齢者支援金分」「介護分」それぞれの合計額です。所得によって、それぞれ税額が計算され、一定の額を超えた場合は限度額が適用されます。「医療分」が50万円から51万円に、「後期高齢者支援金分」が13万円から14万円に、「介護分」が10万円から12万円にそれぞれ変わりました。本年度分の課税分から適用されますので、ご理解をお願いします。

■問い合わせ 本庁市民税課諸係（内線342、343）



市は、国保の財源不足を解消し、加入者の皆さんが安心して医療を受けられるようにするため、広く意見を募集しました。頂いた意見を基にさまざまな検討を踏まえた結果、財政健全化の一環として、国保税率の

## ■23年度国民健康保険税率

所得割(※)			均等割 (1人当たりの額)			平等割 (1世帯当たりの額)		
医療分	支援分	介護分	医療分	支援分	介護分	医療分	支援分	介護分
9.05%	3.22%	2.46%	20,700円	7,000円	7,100円	27,200円	9,200円	6,400円
基礎控除額			330,000円					

※前年の総所得から33万円を控除した額に乗じる割合です  
○課税限度額 医療分510,000円 支援金分140,000円 介護分120,000円  
○介護分は40歳～64歳までの人が対象です

# 税

## は納期限までに納めてください 納付困難な場合は早めにご相談を

市は、7月までに平成23年度分の各市税の納税通知書をそれぞれ対象者へ発送します。納付書に記載された納期限までに納付してください。なお、失業や廃業、事業不振などで納税にお困りの人は、早めに担当課へご相談ください。分割納付などのご相談に応じます。

### 【分割納付】

納税者が災害に遭ったり、病気にかかったりした場合や失業、退職、事業を廃止・休止した場合などで、一度に納税することができないときは、分割納付のご相談に応じます。

■問い合わせ 本庁収納課滞納対策室(内線334～337)、各総合支所税務分室

### 【減免・免除】

分割納付などでも納付が困難な人のうち、次の場合は、個人住民税・固定資産税・国保税の減額・免除を受

けられることがあります。申請は納期限の7日前(国保税は納期限)までです。お早めにご相談ください。

- 生活保護を受けている場合
- 災害によって一定以上割合で家屋などに損害を受けた場合
- 失業などにより、本年の収入が皆無か前年所得に対する本年の所得見込額が一定割合以下の場合(固定資産税は対象外)

■問い合わせ 本庁市民税課(内線341、342)、本庁資産課(内線351)

## ●東日本大震災で被災された国保加入者の皆さんへ

# 医療機関などの窓口で 証明書の提示が必要になります

7月1日から、被災された国保加入者の窓口負担額の免除には、医療機関などの窓口で「一部負担金等免除証明書」の提示が必要になります。証明書の発行には申請が必要です。詳しくは、お問い合わせください。国保以外の人は、加入している医療保険にご確認ください。

### 【「一部負担金等免除証明書」の提示】

次の要件に該当する人は、7月1日から「一部負担金等免除証明書」を医療機関などの窓口で提示すると窓口負担額が免除されます。該当する人は、申請が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

### ■対象要件

○災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域の住民(地震の発生以後、他市町村へ転出した人を含む)であり、震災により、次のいずれかに該当する人

- ①住家が全半壊、全半焼した
- ②生計を維持する人が、死亡または重篤な傷病を負った
- ③生計を維持する人の行方が分からなくなった人
- ④生計を維持する人が業務を廃止、または休止した
- ⑤生計を維持する人が失職し、現在収入がない
- ⑥原発の事故に伴い、政府の避難指示などの対象となっている

※すでに一部負担金を支払っている場合でも、上記の要件に該当している人は「還付申請」をすることができます

■申請に必要な物(④と⑤は還付申請の場合に必要)

- ①被保険者証②印鑑③免除対象要件を満たしていることを確認できる書類(り災証明書など)④一部負担金などの領収書⑤世帯主名義の預金通帳など振込先がわかるもの

### ■免除の対象となる期間

【一部負担金】 要件に該当する事実が発生した日から24年2月末日まで

【入院時食事療養費や入院時生活療養費の標準負担額】 要件に該当する事実が発生した日から23年8月末日

※該当要件に応じて、対象となる期間が異なる場合があります

■問い合わせ・申請先 本庁健康増進課国保係(内線244)、各総合支所国民健康保険担当課

